

令和8年4月22日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和8年4月22日(水)  
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和8年4月22日(水)  
午後1時58分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 廣 田 康 男  
塩 見 佳 扶 子  
織 田 信 夫  
小 林 加 奈 子  
大 門 大 朗
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの  
教育部長 田 和 昌 弘  
教育委員会事務局理事 伊 豆 英 一  
次長兼教育総務課長 濱 田 亜 希 子  
学校教育課長 松 井 美 幸  
学校教育課担当課長兼教育総務課 福 知 泰 輔  
学校給食センター所長 谷 垣 薫  
生涯学習課長兼中央公民館長 西 村 憲 二  
中央公民館管理担当次長 今 井 宏 二  
図書館長 足 立 亜 弥
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者  
次長兼教育総務課長 濱 田 亜 希 子

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第1号 原案どおり可決、承認

議第2号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長 .....

# 教育委員会会議録

## 1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 次に、現在のところはありませぬけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

## 2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。  
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

## 3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

### (1) 教育委員会事務局の人事異動による 新体制

○ 入向・採用 12名 (※役職定年1名 新規採用 2名 任期付1名)

○ 異動

教育部長 田和昌弘 (市民生活部次長兼生活環境課長)

学校教育課長 松井美幸 (上下水道部経営総務課長)

中央公民館管理担当次長 今井宏二 (市民生活部斎場長)

市民生活部次長兼生活環境課長 間島哲哉 (教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

退職 大西孝治 (教育部長)

それでは教育長報告を行います。1点目は教育委員会の新体制についてです。

今年度、教育委員会では、組織改編はありませんでした。

今回の異動により入向者は12名で、うち新規採用者は2名となっています。内1名は昨年10月より保健体育係に配属され、そのままの配置となっています。もう1名は教育指導係です。

部課長級の異動・退職については、お示した通りとなっています。大西部長の後任が田和部長、学校教育課の間島課長の後任が松井課長、荻野次長の後任が今井次長となっています。

なお、荻野次長は役職定年となり、公民館整備係への配置となっています。

入向の役職定年者1名は、以前に教育指導係でお世話になっていた小林課長補佐で、4月より学務係への配置となっています。今年度の教育委員会議定例会の出席者名簿についても御確認ください。

### (2) 当初会議の内容

《部課長会議4/3・指導主事会議4/9・拡大事務局会議4/22》

- 「まちづくり構想 福知山」・「教育大綱」5年目（最終年）  
「響」プランF-P l u s」1年目
- 教育委員会
  - ①政治的中立性の確保 ②継続性・安定性の確保 ③地域住民の意向の反映  
→首長部局と独立した教育行政の執行機関  
→連携・協働
- 目 標  
「自分のために（自己実現）人のために（他者貢献）社会のために（社会貢献）共に幸せを生きる人材の育成」  
【目標実現に向けた】  
合言葉：一人一人の「なりたい自分になる」を支援する
- 運営方針
  - ①「一丸」【組織としての在り方】  
各課・係の専門性と部内横断的な連携による情報の共有と事業の推進  
現場同士の施策・情報の共有  
教育委員会の役割 先導・伴走・後方支援
  - ②「現場起点主義」【施策形成の原点】  
現場の実態を出発点にして最適な形にする→判断・施策に反映  
※事務局との連携
  - ③「人権教育を基盤とした3つのこだわり」（学力・生徒指導・進路）【教育の基盤】
    - ア 学力  
デジアナ教育の推進 デジタルドリルの効果的活用  
認知・非認知能力の育成 データの活用  
学級経営 安心できる居場所・安心して学べる場
    - イ 生徒指導  
第2期「福知山市型多様な学びアクションプラン」の推進  
いじめ見逃しゼロ 現状の分析と備え  
ポジティブ行動支援（P B S） 自己肯定感の向上
    - ウ 進路  
義務教育の出口の保障 就学前から教育に携わる者の全てが責任を持つ意識  
公立高校の改革 入試制度の変更・再編の動きへの注視  
多様化する進路先と卒業後の状況把握

次に、本部内での当初会議の内容を報告します。

年度当初の4月3日に部課長会議、4月9日に指導主事会議を行い、本日午前中には、拡大事務局会議として、係長以上の管理・監督職、専門官、総括指導主事、教育研究室長の総勢28名を対象に実施しました。私からは、今年度の運営方針や重点事項等をお話し、部長・理事からの指示の後、課題でもある係や課をまたいだ横の連携をテーマにワークショップを行って意見交流をし、今後の教育行政の推進へ向けて意思統一を図りました。

今年度は「まちづくり構想 福知山」・「教育大綱」が最終年を迎えますので、今年度中には新たな市の「総合計画」、「教育大綱」が策定されます。教育委員の皆様には、様々な御協力いただくことにもなりますが、宜しくお願いします。

今年度の方針等について少し説明をさせていただきます。

教育目標、実現に向けた合言葉に変更はありません。

方針の第一は、「一丸」です。教育委員会は、それぞれの課・係が高い専門性を持っていますが、それが分断されていては力が発揮できません。部内横断的な連携を強化し、情報共有を徹底することで、組織としての総合力を高めていく必要があります。

現場同士の情報共有も含め、「点」ではなく「面」で施策を進める意識を大切にしていきます。教育委員会の役割は、単なる管理ではなく、「先導」「伴走」「後方支援」です。安心して挑戦できるよう、「振り向けば教育委員会がいる」と感じてもらえる存在でありたいと思っています。

第2は、「現場起点主義」です。ここは少し変更した点です。学校も現場ですが、教育委員会のそれぞれの部署も現場です。これまでは、例えば学校が現場としていましたが、現場はそれぞれにあるので、起点という文言を入れて整理しました。

すべての施策は、現場の実態から出発しなければなりません。学校や地域の状況を的確に把握し、それを基に判断し、施策に反映していく。このサイクルを徹底することが重要だと考えています。

第3は、「人権教育を基盤とした教育の推進」です。

学力向上、生徒指導、進路保障のすべては、人権教育の土台の上に成り立つものです。表面的な成果だけを追うのではなく、子ども一人一人の尊厳を大切にする教育を徹底することで、本市の教育の質を高めていきたいと考えています。

こうした方針等のもと、教育行政をしっかりと前へ進めていきますので、どうぞよろしくをお願いします。

### (3) 文部科学省・京都府教委等の研究指定

- 成和ブロック（修斉小中心 文科省生成A Iパイロット事業 1年間）
- 成和中（府教委 学びのパスポート 2年目）
- 桃映ブロック（桃映中中心 府教委 不登校支援システム構築事業 1年目）
- 南陵中（中教研英語 R 8発表 10/16）
- 修斉小（R 1 0発表 小教研情報教育 1年目）

大きな3点目は研究指定についてです。

文部科学省・京都府教委等の研究指定を受けているブロック並びに学校です。

今年度は、南陵中学校が10月16日に府の中教研の英語教育の3年間の研究成果を発表することになっています。

それぞれに研究が深まり、その成果が市内全体に波及することを期待しています。

### (4) 連携協定

- 福知山市教育委員会、福知山公立大学・(株)ベネッセコーポレーションの連携協力  
(令和6年度より)
- 福知山市と国立大学法人東京大学大学院教育学研究科（附属心理教育相談室）との教員のメンタルヘルス維持と特別支援教育スキル向上に関する連携協力  
(令和6年度より)

※語り合い 学び合い つながり合う自治体教創コンソーシアム  
12/12（土）於：あやテラス

4点目は連携協定についてです。

引き続き、福知山公立大学、(株)ベネッセコーポレーションと、学力・特別支援教育・働き方改革の3点について、国立大学法人東京大学大学院教育学研究科（附属心理教育相談室）と、教員のメンタルヘルス維持と特別支援教育スキル向上に関して、連携協定に基づき、専門的な知見等を本市教育の推進に寄与していただくことになっています。

また、自治体教創コンソーシアムについては、昨年11月に本市で設立準備会発足発表会が開催されましたが、今年度は綾部で行われる予定です。このコンソーシアムに関する本市での具体的事業については、準備を進めている段階です。

(5) 地方教育アドバイザーの派遣受入

課題を抱える自治体の教育委員会に、文部科学省の職員をアドバイザーとして選任し、支援を行う制度。(令和6年度より ※令和8年度更新)

- 初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトチーム  
情報教育振興室 教科調査官 渡邊 茂一さん
- 初等中等教育局参事官(デジタル学習基盤担当) 付  
情報教育振興室 情報教育調査官 竹野 健太さん

5点目は地方教育アドバイザーの受け入れについてです。2年間の任期が終了しましたが、文部科学省に更新を認めていただき、引き続き同じ方、2名を派遣していただくことになっています。この制度は、課題を抱える自治体の教育委員会に、文部科学省の職員をアドバイザーとして選任し、支援を行うもので、東京大学大学院との連携協定に関連して派遣していただいております。

教育行政の全般にわたってアドバイスを受けることもでき、いくつかの相談に対応していただき、助けられた場面がありました。主にメールでのやり取りが中心ですが、福知山にも来ていただく予定になっています。

私からの報告は以上です。何か御質問はございませんでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 それでは、次に議題に入ります。

#### 4 議事

(1) 議第1号(専決処分の承認について)

廣田教育長 議第1号「専決処分の承認について」専決第1号「福知山市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

谷垣学校給食センター所長 ～資料に基づき説明～

専決第1号「福知山市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

資料といたしましては、会議案の2ページから6ページに掲載しております。

今回、学校給食費の1食当たりの単価の見直し及び令和8年4月から実施されました小学校給食費の抜本的な負担軽減措置につきまして、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、福知山市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定するものでございます。

資料6ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、1点目といたしまして、別表第1(第5条関係)というところの学校給食費の1食当たりの単価の改正でございます。パン、米飯等の供給価格決定に係る京都府学校給食会からの通知が3月25日になったこと、また牛乳の供給価格決定につきましては、京都府からの通知が3月26日となったことによりまして、今回、専決処分とさせていただきます。

同じく新旧対照表6ページの別表第1(第5条関係)を続けて見ていただきたいと思います。学校給食費につきましては、物価高騰によりまし

て、食材費もいろいろ高騰していることから、令和7年度では、令和4年度から7年度までの値上がり相当分につきまして、小学校6年生では44円、それ以外の学年については43円値上がりしておりましたが、この2分の1の額の22円分を、地方創生臨時交付金を活用しまして市が負担してまいりました。その差額分につきましては、保護者負担という形で保護者負担の軽減を図ってまいりましたが、御承知のとおり、現在も物価高騰が続いておりますことから、令和8年度につきましては、給食費の単価が小学校中学校いずれも15円の値上げとなっております。資料に記載しておりますように、小学校1,2年生では304円を319円に、小学校3,4年生では307円を322円、小学校5,6年生では311円を326円、そして、中学校は、335円を350円にそれぞれ改正をしております。

次に同じページの中段にあります令和8年度の学校給食費の特例を御覧いただきたいと思っております。

小学校の給食費としましては、令和8年4月から全国的に保護者の抜本的な負担軽減を実施する中で、国の給食費負担軽減交付金を活用しておりますが、この国の交付金につきましては、1か月当たりの補助基準額が定められております。

この金額は、全国一律で5,200円となっておりますが、本市につきましては、今年度の1か月当たりの給食費が、5,422円となっております。差分222円超過しております。

そういったことから、本市の対応といたしましては、令和8年度に限りまして、国の地方創生臨時交付金を充当いたしまして、保護者の費用負担はなく、実質的に無償化という形をとらせていただいて、子育てしやすい環境づくりと子どもの健やかな成長を支えることとしております。

なお、この補助金の活用につきましては、従来からあります生活保護法に基づく、教育扶助、また要保護児童生徒援助費補助金、いわゆる就学援助を受けておられる場合につきましては、従前の補助が適用されるということで、今回の国の負担軽減交付金の対象外となっております。

以上の理由によりまして、学校給食費の単価の見直し及び学校給食費の特例に係る条例施行規則の一部を改正いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

小林委員 給食費に関してではないですが、食器を新調されてから、ある程度使ってきて、不具合が出てきたりといった状況は、どんな感じでしょうか。

谷垣学校給食センター所長

今の給食食器は、令和5年の2学期から活用しておりまして、今で3年半経過しました。パナソニックホールディングスと福知山市が共同開発しており、当時、給食食器が全国で初の取り組みということもありまして、破損も事実としてあります。特にトレーの方が、破損全体の9割を占めておりまして、大体1日平均ですが、全学校の合計で9枚程度破損が生じております。

これについては、今、パナソニックとも検証を行いながら、新たな商品として改良を重ねているところです。

小林委員 率としては、一般のトレイよりもだいぶ高いですか。

谷垣学校給食センター所長

やはり給食食器というのは、毎日使用しているもので、特に持ち帰って  
から85℃の高温洗浄を1時間以上かけて行っておりますので、どうし  
ても耐久性については、現段階では劣るという状況です。日常遣いにする  
分については問題ありませんが、今そういう課題があります。

小林委員 買い換えるにしても補充するにしてもお金も掛かりますので、是非耐久  
性の高いものをお願いします。

廣田教育長 ほかに御質問等ありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 議第1号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に、議第2号「専決処分の承認について」専決第2号「福知山市学校  
運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。  
ます。

## (2) 議第2号(専決処分の承認について)

松井学校教育課長 ～資料に基づき説明～

私からは、専決第2号「福知山市学校運営協議会規則の一部を改正する  
規則の制定について」御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
の一部改正、また今年2月の教育委員会議で説明をさせていただき、3  
月の市議会定例会に上げさせていただきました、福知山市附属機関設置  
条例の一部を改正する条例の制定及び特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定と併せ  
まして、この規則を改正する必要があったということになります。

改正箇所につきましては、新旧対照表にて御説明をさせていただきます。  
10ページになります。

まず、第4条ですけれども、学校運営に関する基本的な方針の承認につ  
きまして、第3号のところに、新たに「教職員の業務量管理・健康確保  
措置の実施に関すること」という項目を加えまして、これまでの第3号  
を第4号としました。

こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改  
正により、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運  
営に関する基本的な方針に含めることとなったため、加えるものであり  
ます。

続きまして第11条の報酬についてです。

これまで、委員の報酬は無報酬とするとしておりましたが、先ほど申し  
ました条例改正で、報酬の額を日額3,000円と定めましたので、こ  
れに併せまして、委員の報酬は別に定めるとしました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 議第2号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 次に、報告・説明事項1の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

## 5 報告・説明事項

### (1) 教育長決裁による後援承認事項について

谷垣教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.1 第13回KOBELCO森の童話大賞

No.2 みんなの保健室～にじラボ～

No.3 ボーイスカウトとあそぼう ワクワク自然体験あそび

No.4 みわこどもまつり

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

廣田教育長 では次に、報告・説明事項2の福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について説明をお願いします。

### (2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

松井学校教育課長 ～資料に基づき説明～

それでは、福知山市教育委員会教育長訓令甲第1号「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」御説明をさせていただきます。

改正文にて説明をさせていただきますので27ページをお願いします。

今回の改正の理由につきましては、特別休暇の取扱いにつきまして、京都府の人事委員会規則である「職員の給与、勤務時間等に関する規則」の一部改正に伴い、京都府の教育長訓令である「京都府立学校職員服務規程」が一部改正されたことから、今回の当該規定につきましても、これに準じて、令和8年4月1日に施行するために改正を行いました。

内容につきましては、別表2の特別休暇の取扱いの表の中で、(2)の範囲としまして、「地震、水害、火災その他の災害により罹災し、勤務が不可能となった場合」というものがあり、その説明として、「地震、水害、火災等の災害によって職員の現住所が滅失し、又は破壊された場合である」とされていたものを、新たに「地震、水害、火災その他の火災により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合」と広がりまして、また、その説明につきましても、「(1)職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一

時的に避難しているとき。(2) 職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該者のうち当該職員以外の者にはそれらの確保を行うことが困難であるとき。(3) (1) 及び(2) に準じるものとして、京都府人事委員会が定める場合」として、範囲と具体的な事例が加えられたということになります。

28ページから29ページにかけて、新旧対照表を置いております。以上で福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について説明をいたしました。

廣田教育長           何か御質問ございませんでしょうか。

全委員               特になし。

## 6 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。